

平成29年第3回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年 9 月 5 日（火曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成29年 9 月 8 日 午前 9 時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成29年 9 月 8 日 午前11時00分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 11名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
	会議録署名議員 6 番 友 田 国 弘 君			7 番 中 山 昭 和 君		
	町 長	岸 本 英 雄 君	副 町 長	鬼 木 茂 信 君		
	教 育 長	中 島 安 行 君	会 計 管 理 者	寺 田 美 由 妃 君		
	管 理 統 括 監	西 立 也 君	政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君		
	総 務 課 長	中 島 泰 広 君	財 政 企 画 課 長	井 上 新 吾 君		
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	税 務 課 長	中 山 昇 洋 君	住 民 福 祉 課 長	加 納 晴 美 君		
	保 健 介 護 課 長	山 口 善 正 君	産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君		
	ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君	生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君		
	教 育 課 長	中 村 大 輔 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	脇 山 和 彦	議 会 事 務 局 係 長	熊 本 秀 樹		

平成29年第3回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年9月8日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成29年第3回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
1 番 井上正旦君	1. 廃炉時の地元振興策の推進状況について	町 長
	2. 玄海地区の漁業振興策について	町 長
11 番 藤浦 皓君	1. 敬老祝金の支給額について	町 長
	2. 原子力災害時の避難について	町 長
	3. 北部地区住民検診について	町 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。1番井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

議長のお許しを得ましたので、町長に、1、廃炉時の地元振興策の進捗状況についてと2、玄海地区の漁業振興策についてお尋ねします。

まず、廃炉時の地元振興策についてお尋ねします。

玄海原発1号炉の廃炉は決定しました。これから先、40年にも及ぶ廃炉作業が始まります。

私たち地元住民としては廃炉作業が地元経済の景気浮揚の起爆剤となるよう願っております。

そこで、私が昨年3月の定例会でも質問させていただきましたが、廃炉時の地元振興策締結の話の次ですが、福井県美浜町と日本原子力発電敦賀原発1号機、敦賀市をめぐり、関西電力と日本原電は廃炉作業で地元雇用を促進する協定を結びました。廃炉に特化した地元振興策を明記した協定で、事業者と立地市町村の共存として進歩的な協定として評価されておりますという記事を町長に紹介いたしました。玄海町も廃炉作業を前にして必要な協定だと思いますが、町ではどのように考えていますか。その後、この話はどこまで進展しているのでしょうか。今後、町としては何を九電に提案していこうと思われているのでしょうか。九電側から言われるままの要望を検討するのではなく、原発を抱えていく町として、どのように町民側に立った町の方針を伝えていくおつもりですか。町民が安心して安全で豊かさを享受できるような廃炉協定になるよう希望しておりますが、玄海町として九州電力に対して玄海原発1号機の廃炉に伴う地元企業の参入と地元雇用の促進を強く要求すべきだと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

私たち町民は原発誘致に当たって、町から電源三法によって町が大きく変わることを聞かされました。電源三法とは、1つに電源開発促進税法、2つに電源開発促進対策特別会計法、3つに発電用施設周辺地域整備法、この法律によって玄海町は確かに大きく変わりました。大きく変わったのは社会資本整備で行われた道路や公共の建物であり、雇用の確保、地場産業の育成はまだ道半ばとしか言いようがありません。私たちが期待した心豊かな生活が到来したわけではありません。

今、玄海町では多くのお年寄りのひとり暮らしが見受けられます。若者の都会への転出は身近に雇用の機会が確保されていないからではないでしょうか。町民が心豊かな生活を送るには、仕事が近くにあって、孫と暮らせる2世代、3世代の家族にあると思います。町長には以上の理由をもって廃炉時の地元振興策を締結してほしいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

井上正旦議員の御質問に対してお答えしたいと思います。

ただいまの御質問は、玄海原子力発電所1号機の廃止措置に伴って地元振興策を九州電力

との間に話し合いをされたか、それから、締結等々の考えはないのかというお尋ねだと思います。

まず、玄海原子力発電所1号機の廃止措置について、経緯を少し説明させていただきたいと思います。

安全協定及び安全協定に基づく覚書につきましては、平成27年11月18日に内容の一部を変更いたしました。その内容は、廃止措置を講じようとするときに事前了解を行うこと、それから、廃止措置の実施状況について定期的な連絡を行うこと、それから、廃止措置期間中の発電用原子炉施設について、機能を維持すべき施設に故障があったときに連絡することを追加いたしております。

九州電力株式会社は、平成27年12月22日に玄海原子力発電所1号機の廃止措置に係る事前了解願を玄海町へ提出いたしました。また、原子力規制委員会に対して廃止措置計画認可申請を提出し、これは平成29年4月19日に廃止措置計画の認可が行われたところでございます。認可後、本町では原子力対策特別委員会を開催して、廃止措置に伴う財政状況の変化や廃止措置計画の内容等について説明をし、御理解をいただいたところでございます。

佐賀県におきましても、廃止措置計画について九州電力株式会社への質疑を行ったり、原子力規制委員会より廃止措置計画の審査内容の聞き取りを行い、さらに、本町の担当者も含め、玄海原子力発電所1号機の現場確認を行っております。

これを経て、本年7月12日に玄海原子力発電所1号機廃止措置の事前了解を行うとともに、文書にて住民の安全・安心を最優先に実施することに加えて、次のことを遵守するように求めました。

まず1つに、安全協定及び覚書に定める実施状況の報告や異常時の速やかな通報等、関係機関との連絡調整をこれまで以上にしっかりと行うこと。2つ目に、廃止措置作業において具体的な内容、実施時期等に関する計画を公表することにより、地元企業の育成及び活性化に寄与すること。3つ目に、原子炉周辺設備等解体撤去期間以降の詳細な計画については、改めて関係機関への説明を十分に実施するとともに、事前了解の手続を適切に行うこと。以上のことを要請いたしております。

なお、廃止措置作業は本年7月13日より開始され、現在、除染装置をつなぎ込むための準備工事、系統除染時に使用する既設設備の点検等が実施されているところでございます。

現在の作業において、町内事業者が新たに参加しているとの報告は受けておりませんが、

今後、廃止措置が進んでいく中で、要請文に示した地元企業の育成及び活性化に寄与するため、地元企業の参入や地元からの資材調達等が行われることを期待もいたしております。

ただ、廃止措置は九州電力としても初めての取り組みであるとともに、除染作業に専門的な技術が必要であるため、すぐに地元企業が参入する機会があり得るとは限りませんので、長期的な視点において地元企業の育成に力を入れていただきたいと思います。

加えて、平成29年3月7日に玄海原子力発電所3号機及び4号機の再稼働に当たって、次のことを要請いたしております。

1つには、原発のさらなる安全の確保、町民との信頼関係の向上、町民への適時適切な情報提供に努めること。2つ目に、万が一の事故発生時の要員は町内に居住すること。3つ目に、関係法令を遵守し、ヒューマンエラーの確実な防止を図り、遺漏のないように努めること。4つ目に、避難行動計画の実効性を高めるために、町が求めた対応要請は真摯に対応すること。5つ目に、使用済み核燃料の保管は発電所内において安全に管理し、長期保管にならないように努めること。6つ目に、玄海町の住民福祉の向上、地場産業の育成、商工業の振興への協力。この6つについて、さらなる取り組みを推進していただくよう要請いたしておりますので、着実に実施されることを期待しております。

いずれにしましても、本町といたしましては、九州電力とはこれまでと変わらず、継続した情報交換、意見交換を行うとともに、佐賀県などとも協議をし、原子力発電所が継続した経済活動の場となるよう地域経済の活性化を要請していきたいと考えておりますので、現時点では新たな協定などを締結するような話は今のところいたしていないというのが現況でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

原発誘致から40年、1号機が廃炉となりました。廃炉を一つの節目として、新たな段階に入ったように思います。しかし、いまだかつて地元の人が主人公となった仕事があるでしょうか。いつも下請作業の中に身を置き、3Kと呼ばれる環境の中で働いてきました。

40年の間には多くの地元の人が働き、技術の習得に努めてまいりました。しかし、いまだに地元の人で構成された会社はありません。独立をしてもなかなか使ってもらえない状況があります。私は九電との交渉の中で、もっと地元の企業の育成を促すべきだと思いますが、

町長いかがでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

お答えしたいと思います。

玄海町民の方で、この発電所の中で仕事をされている企業が全くないということではありません。例えば、玄海産業さんとか、実は幾つもございます。そのことはぜひお忘れなきようお願いしたいと思いますが、ただ、今、井上議員さんがおっしゃったのは、まだそれでも不足しているんじゃないかということだというふうに思いますし、実は九州電力及び協力会社を含む就業者数は3,000人を超えております。その中で玄海町の出身者は約1割にとどまっております。

そういう意味からすれば、日ごろの情報交換、先ほども答弁しましたけれども、意見交換を通して、やはり地元企業、それから、地元の出身者がこの原子力発電所関係の業務に携わることができるように、我々としては経済活動の場が広がるようにという要請は続けておるつもりです。しかし、先ほども申し上げましたけれども、やはり特別な業務もございますし、資格がなければ入れない仕事もございます。そういったこともトータルして、私どもそこまで含めて考えて、今後は地元企業の育成、それから、地元出身の皆さんにこの発電所の中で仕事をしていただけるようなやはり努力を今後も続けていきたいというふうに思っております。ぜひ今、井上議員おっしゃっていただいたようなことで私ども一生懸命努力をしていきたいと思いますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

町長は原発の中が特別な環境の中にあるように言われますけれども、原子炉建屋のある場所以外はほとんど外の火力発電所と同じような仕事でありまして、別に特別な技術をもって対処しなければならないような作業ではありません。そういうことで、地元の人は唐津の企業とか伊万里の企業に身を置いて今仕事をされているわけですが、町長が心配されるような特殊な作業はございません。そういった意味で、もっと地元の企業を育ててほしいと今思っているわけでございます。どうかその点を、特異な環境内、その思い違いをぜひと

も考慮してほしいと思います。

次に、町長はもっとほかの立地市町村へ出向き、どんな仕事を地元の人に発注されているか、もっと職員に勉強させるべきじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

お答えしたいと思います。

私も含めて、うちの職員も、よその発電所には結構行かせていただいておりますし、実は外国の発電所も視察見学等に行かせていただいております。そういった意味で、ただし、周辺の地域の方との交流というのはなかなかやはり外部から入った人間にとっては難しい面がございますので、そういったこともいろんな発電所によっては聞き及ぶこともございますけれども、そういう意味で、例えば、地元の人たちだけが集まってと先ほど井上議員さんがおっしゃったような、そういった企業を町でつくっていくとか、それから、やはり資材調達を玄海町の企業さんと十分に相談しながら、そこを通して調達していただくとか、そういったことは今後の我々の課題として考えていきたいと思っておりますし、町の職員も意識はそのつもりでよその発電所の見学をさせていただいておりますので、十分に今後そういった形で、これから周辺経済活性化について形となってあらわれてくるのではないかというふうに私としては期待をしているところです。

今のお言葉を聞きながら、うちの職員も、今後さらにいろんな見学、視察等をやらせてみたいと思っておりますので、その点については御支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

町長はよく御存じじゃないかもしれませんが、建設当時から地元企業の方からしてみれば、いつも言われておりました。もうピンはね対象の作業員だということを言われておりまして。だから、こういう人材派遣というのも、ぜひ町でつくって、地元の方の給与面からサポートしてもらえればなと思うわけですよ。誰々の紹介でと入るわけですがけれども、ただ単に現場では地元の方はピンはね対象と言われているだけです。したがって、今回、

この40年の間、多くの方が技術の習得に邁進されておられます。ぜひそういう方を企業に町でも協力してもらいたいと思います。

そういうことで、地元の人の給与がふえれば、原発への理解も得られ、町民も誇りを持って働くとともに、内外に原発の安全性をアピールできる町民がふえると思います。町長にはぜひ地元の企業の育成に力を入れてほしいと思っております。

では、次に移ります。

2 番目に、玄海地区の漁業振興策についてお尋ねします。

テレビ、新聞等の話題に有明海再生問題が特に多く取り上げられているように感じます。同じ佐賀県に漁業権を持っている我が町でも、漁業の衰退の現状がありながら置き去りにされている感があります。

有明地区の問題を見聞きして思うのは、有明海漁協が漁民の方だけではなく、町が国、県にしっかり現状を認識させ、今後の見通しを踏まえた要望等、意見交換を行い、町や県、国を巻き込んでの有明海再生を実現しようとしているところです。長年の問題である諫早湾堤防締め切り問題では、締め切りによって有明海の海況が悪化したとして、国との間で開門訴訟を展開しております。

また、最近ではオスプレイの佐賀空港配備では国との交渉の中で開門の要求を入れる。また、今回の九州北部豪雨では沿岸への漂着木材の撤去費用の要求をされ、また、アサリ、アゲマキなど二枚貝の資源回復事業を実施され、アゲマキ、ウミタケの生息状況調査に30,000千円、アサリの新たな試験漁場に10,000千円を要求されております。有明海高級食材として知られているビゼンクラゲが不漁、もう新聞紙上は有明海再生がいつも話題となっております。

我が仮屋漁協でもアサリ漁場のしゅんせつ等、タイ養殖場の沖出しを町、県にお願いしておりますが、一向に解決に向けた動きはありません。確かに有明海漁協に比べると数が違いますが、しかし、アサリで生計を立てることができ、正組合員として仕事に生きがいを感じ、生活をしていました。その中には高齢になり、漁業不振で量が減少しながらも、アサリで生計の立て直しを行うことができていた人や、そうした状況の中でしっかり組合員としてやってこられていました。

アサリの漁業不振により生計は成り立たず、漁業後継者も漁業に見切りをつけ転出し、年をとった高齢者だけが残っています。農業でも同じようなことではないでしょうか。毎回、

検討します等の曖昧な回答ですが、町として町民の生活向上を目指すことを視野に置いて考えていただきたいと思います。回答がはっきりしないため、歳月だけが過ぎていきます。しかし、毎日の生活を営む者はいつまでも待ってられないのです。

仮屋漁協の過去10年間の組合員数を見てみますと、平成19年から平成29年で漁業不振等、アサリがとれない等の理由で最盛期の74人から32人まで減少しております。漁民は一向に漁業環境の改善が進まない状況の中でしびれを切らして廃業を選択しているのです。後継者は漁業に未来を見出し切れない。行政は今こそ漁業者の方々の意見を真摯に受けとめ、早急な行動をとってほしいと思います。漁民の方がどのような生活をされ、また、何に困られているか真摯に受けとめ、漁業、農業の環境の改善に投資していかなければ第1次産業を志す者はいなくなると思います。町長は漁業の将来をどのように展望されていますか。また、どのような取り組みが必要だと思われますか。答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

井上正旦議員の停滞している玄海地区の漁業の再生ということでお尋ねをいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、本町における水産業の現状について少し話させていただきたいと思います。

平成27年の漁獲量で申しますと323トン、漁獲高は230,000千円ということになっております。これは10年前の約4割の水準となっております。平成17年には749トン、623,000千円の漁獲高がございました。また、仮屋、外津の両漁協の正組合員数を見てみますと、今、議員が少しおっしゃいましたけれども、平成29年3月17日現在で、これも10年前と比較をしますと、仮屋漁協は75名であったものが37名、外津漁協は54名であったものが34名になっているところでございます。

漁業経営につきましては、漁獲量の減少、それから、魚価の低迷、燃油、資材価格の高騰、当然、漁業者の減少、高齢化、漁業後継者の不在などで厳しい状況が続いていると、これはもう皆さん感じておられることだと思います。

そのような中で、本町としましても漁業者の生産基盤などの負担軽減のため、大型いかだですとか生けす、自動給餌機、それから、養殖のカキ洗浄機など、各種の補助事業を実施しているところでございます。よその地区では、有明海のことをおっしゃいましたけれども、

特に、うちでは漁業に対しては大きな補助事業をやっております。そのことをお間違えにならないようにお願いしたいと思います。

次に、玄海地区の漁業再生につきましては、各漁村地域の取り組みだけでなく、玄海地区全体の競争力強化を図る必要があるというふうに思っております。

そこで、今年度から仮屋、外津の両漁協は、佐賀玄海漁協、屋形石漁協、大浦浜漁協と協力をして、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取り組みを定める浜の活力再生広域プランというものを策定するために佐賀県玄海地区広域水産業再生委員会で検討がされております。この佐賀県玄海地区広域水産業再生委員会は、8月29日に第1回の委員会が開催をされ、佐賀県や玄海町を含む関係自治体がオブザーバーとして参加しておるところでございます。

この浜の活力再生広域プランと申しますのは、国が都道府県に対しまして広域的に浜の活性化のために支援対策事業を実施していくための再生広域プラン策定事業でございまして、基本的には県では1つの再生広域プランを策定することとなっております。この浜の活力再生広域プランを策定していないと、国のさまざまな支援事業の申請ができないことになっておりまして、佐賀県におきましては、玄海と有明海とは漁業経営が大きく異なりますことから、玄海と有明海にそれぞれ1つの再生広域プランと考えておられるところでございます。

今後、本町としましても、佐賀県を初め、関係自治体とともに、浜の活力再生広域プラン策定について支援していくこととして、最終的には浜の活力再生広域プランを水産庁へ申請することになっているとのことでございますので、さらに、玄海町としては漁業の皆さんに対する支援を今後も強化していくことを考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いしておきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

町長にはアサリ漁場の回復について、もう20年から30年はなるですかね——ならんかな。私が理事をやめてからもう10年になるけれども、藻場開発の終わった時点から川のしゅんせつをお願いしているわけですよ。それがなぜかなわないのかなといつも思っているわけですが、町長、そこら辺のところはどういうお話になるでしょうかね。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

アサリ漁場の復活といえますか、アサリ漁場の現状と改善策について少しお答えをしたい
と思います。

まず、アサリ漁場の現状についてお話をします。

仮屋地区では以前からアサリ漁が行われておりましたが、有浦川河口付近では平成16年度
にアサリが急激にふえて重要な水産資源となるとともに、ここ10年間はアサリ漁が春の風物
詩として親しまれてきたところでしたが、平成16年度の26.2トンの漁獲量をピーク
としまして、その後は減少傾向となり、平成25年度には漁獲量が2.6トンまで落ち込んでい
る状況でございます。平成26年度からはアサリ資源がさらに減少したことから、アサリを保
護する目的で自主的に休漁されておるところでございます。

平成16年度にアサリが大量に漁獲されましたのは、その数年前にアサリ稚貝が例年になく
大量に発生をし、発生した稚貝が底質を含めた漁場環境に恵まれて順調に生育したためと考
えられております。

ちなみに、二枚貝は条件が整えば異常発生すると一般的に言われておりまして、有浦川河
口付近の干潟でも同様な現象によってアサリの好漁場が形成されたものと推測をしていると
ころでございます。

有浦川河口付近の干潟は河口に近いので、河川水の流量によって干潟の形状が変化をしや
すく、底質環境が安定しにくい漁場であるとも考えられます。平成26年度以降、アサリは休
漁となっておりますが、町とししましても定期的にアサリ漁場を調査しております。アサリ漁
場には泥の堆積が進んで、現在ではアサリ漁場全体が泥化をしております。アサリも見られ
なくなり、漁場自体がアサリが生息できない厳しい環境というふうに考えられます。このた
め、アサリの稚貝の放流につきましても、平成26年度以降、放流を中止されている状況でご
ざいます。

次に、漁場の改善策についてでございますが、アサリが生息できなくなった漁場を回復さ
せる一般的な方法としましては、アサリに適した砂を漁場にまく覆砂、または漁場のしゅん
せつがございます。現在のアサリ漁場は泥化をし、上流から流下する砂泥の影響を受けやす
い河口漁場という状況に置かれておりまして、覆砂やしゅんせつを実施した場合においても、
その効果が想定どおりになるのか、また、安定して一定の期間発現するかどうかは不明な部

分もございます。

一方、覆砂やしゅんせつは、事業規模にもよりますが、大規模な工事となりまして、当然、費用対効果や漁協負担が発生をしてくることも考慮する必要が実はございます。今後、アサリの有効な回復策については、仮屋漁協、それから、県ともしっかりと協議をして、その可能性について、さらなる検討を加えたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

町長はしゅんせつについて後退した意見を述べられておられますけれども、アサリの生息には、これはしゅんせつが一番であると聞いております。干潟が広がって、干潮のときはほとんど干上がっております。ああいうところには貝は育たないということで、熊本県へ行っただけですけれども、しゅんせつをして、干潮のときに、みお筋というのができます。潮が残ったところの部位、その周辺に貝は育つということを聞いております。したがって、町長が言われるように、しゅんせつをそういうふうにはできないような答弁をされますと、漁民の方も大変これに期待しているんですね。困ると思うんですけれども、しゅんせつをしないとなれば、これはアサリの復活は見込めないですね。

町長は費用対効果の面で、しゅんせつをしないほうが良いような答弁だったんですけれども、それは間違いじゃないかと思うんですけど、今やっておかなければ、今、原発で玄海町は潤っているわけなんですけれども、今後なくなったら、そういう事業もされないようになると思うんですけど、町長どうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

井上議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

私はしゅんせつはしないと一言も言っておりません。そういうふうには、しゅんせつをすることで費用はたくさんかかりますよと。それから、今こういった非常に厳しい状況の中で、経済情勢の中で、漁協負担も出てきますよということを申し上げているだけでございます。ただ、それを乗り越えてしゅんせつをするという手は一つの方法としてあるかというふうに思います。もちろん覆砂という方法もございます。それは砂を大量に入れます。ただし、こ

れも非常に費用対効果としては、よその地域を見ても余り効果が出ておりませんので、一体どういう方法が一番アサリにとって生育しやすい状況なのかを県、私ども、それから、いろんな専門家と相談して、検討を加えた上で、そういった漁場の開発、それから、支援を私どもとしては考えていきたいと思っているわけでございます。河口付近では、やはりどうしても川の出口ですから、海との境ということで、そういったことも加味しながら、現につい最近までアサリはとれておったわけですから、それについてはもう一度しっかりと私ども検討をして、アサリの漁場が回復できるのであれば、回復するような作業も今後進めていかなければいけないと思いますので、そういった意味で、ぜひ今後も井上議員さんにはこのことについて、いろんな形で助言をいただきますよう、そして、私どもとしては農業も漁業も、1次産業が活性化することが玄海町を守っていく最大の将来の方法だというふうに思っておりますので、そのことについては今後も支援を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

アサリについては老若男女を問わず、誰でもが気軽に採取できる漁業でありまして、早急な対策をお願いしておきたいと思います。

次に、タイ漁場の沖合移転についてですけれども、今、非常に仮屋湾においてはいろんな病気が蔓延しております。貝毒からいろいろですね。そういった意味で、外に出るような手もあると思うんですけど、町としてはその考えについてどのように取り組みされて、考えをお持ちでしょうか。

漁業再生ということで今言っているわけですので、アサリだけでなく、タイも同じです。漁業再生、沖に出れば、こうして環境がいいからということで今質問しております。町長が答弁できないというのであれば、漁業再生ということでしているわけですが、ちょっとだけお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、井上議員さんがおっしゃったのは養殖の外海に出るという話でございましょうか。

(発言する者あり) もちろん仮屋湾内で私はそれが完結するのが理想だというふうには思っております。ただ、今おっしゃったように、環境の問題ですとか、いろんな問題を考えて、それを乗り越えて漁業場の改善を図っていくということは、私は今後の玄海町にとっては大きな課題ではないかなと思っております。ですから、将来にわたっては外海に出ていくという考え方は一つの選択肢としては私は残っているというふうに思っておりますし、ただし、それによっては、例えば、外海の気象の条件、それから囲い方ですね、そういったことを少し私どもも研究した上で外海に出ていくという状況が作り出せれば、それは一つの方法として私どもは考えていきたいと思っておるところでございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

町長には一応前向きの答弁をいただきました。沖に出れば内水面の利用が今後大きく広がると思うんですよ。カキ養殖が今盛んになっておりますので、利用が大きくなると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長には今回2つの質問をいたしました。いずれも日ごろから関心を持っていた問題であり、特に、廃炉問題はこれからの身近な問題としていろいろな場面において出てくると思ひます。町は住民の皆さんに不安を抱かせないよう、しっかりとした施策を進めていってほしいと思ひます。

次の漁場の再生については、長年お願いしてきているアサリ漁場のしゅんせつは一向に進まない状況から有明地区との比較となりましたが、町長には県との交渉を早急にしてほしいと思ひます。時間はありません。どうかお願いをしておきます。

これで私の質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で井上正旦君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時46分 休憩

午前10時 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

日本共産党の藤浦皓でございます。きょうも3つの課題について質問を行います。

まず初めに、敬老祝金の支給額についてということであります。

この敬老祝金については、1989年の初めとして取り上げて、早速、実施に取り組むことを表明されましたので、それが26年間続いてきた敬老祝金も半額に軽減されました。これに対する高齢者の反応も冷ややかなものです。県内でも玄海町は財源的にも豊かな町です。戦後復興の困難な時代を支え抜いてこられたお年寄りに感謝の気持ちをあらわすことで、お年寄りの皆さんからも心の底から喜んでもらえるのではないのでしょうか。現役世代では味わうことのできない苦難の道を歩いてこられた方たちです。ぜひ高齢者の念願に应运えていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

さらに、高齢者には老齢年金はありますが、しかし、介護保険や後期高齢者の保険料などは年金からの天引きで、あるいは高齢に伴う病で医療費もかなりかかります。経済的にも豊かであるはずであります、このようなことも考慮されるべきではないのでしょうか。繰り返しますが、何としても今度のこの場で私がお願いをする敬老祝金について実現させていただきますように心からお願いを申し上げて、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦皓議員の敬老祝金の支給についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

敬老祝金は、その支給を通して、これまでの社会の発展に寄与された労をねぎらうとともに、長寿を祝福することによって、さらなる長寿への励みにしてもらうことを目的に、玄海原子力発電所1号機が営業運転を開始した昭和50年以降、現在まで、町内に引き続き1年以上居住されている満75歳以上の方に対して祝い金の支給を行っているものでございます。

御承知のとおり、敬老祝金は本格的な所得保障の制度ではありませんけれども、少なくとも高齢者の皆様方に楽しみを与えて慰めとなっていることは確かだというふうに思っております。長寿を慶祝する敬老の思想は普遍的なものでありまして、今後も継続して実施をする意義があるものというふうに考えております。

このようなことから、本町におきましては、厳しい財政状況の中で、高齢化による支給対

象者の増加にも対応しながら敬老祝金の支給を継続していくため、平成27年度に現在の支給額に見直しを行い、支給額の抑制をさせていただいたところでございます。しかしながら、敬老の精神は、祝い金の支給だけではなく、高齢者の皆さん方がいつまでもお元気でお過ごしいただけるような高齢者福祉施策の充実に対して財源を振り向けていることでもあるというふうに思っております。そのようなことから、敬老祝金の支給額につきましては、以前にも御答弁申し上げましたとおり、財政的な収支にめどがつけば、またそのときに支給額を上げるについて検討していきたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

敬老祝金の扱いについては、今のところ町の財政が許さないという意味のことを言われたと思うんですね。しかし、私はそればかりではないんじゃないかと。本当にやる気があればやれる額ではないか。もう高齢で、いつ向こうに行かれるかわからないような方もひょっとしたらいらっしゃるかもしれない。だんだん年をとれば、そういうふうな形で、もう亡くなられている方たちも出てくると思うんです。私たちは、そういう人たちにも一日も早くその喜びを味わっていただきたいという気持ちでいっぱいなんです。何としてもその辺は乗り越えてやっていただきたいと思うのでありますが、その点、町長、再度お伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

まさしく藤浦議員さんがおっしゃっていただいたように、高齢者の皆さんにそういった意味で支給額をせめてもとの額に戻すようなことを考えていくというのは、私はそういう意味で先人の皆さんに対する敬意だというふうに正直私も思っておりますし、そのような形で進めさせていただくように町としては努力をしていきたいなというふうには思っております。

ただ、県内全体を見てみますと、やはり市町別で考えても、敬老祝金の支給額を見ると、私ども玄海町が88歳到達時点でも、100歳到達時点でも、相変わらず佐賀県ナンバーワンで

ございます。一生懸命そのような努力をさせていただいているつもりですが、確かにそれはよそと比較してそんなことを言うのではなくて、玄海町をここまで維持していただいた先人に対して、今、藤浦議員さんがおっしゃったように、支給額をもう少し上げていくというようなことは、今後、私どもが財政的なやりくりをしながら、ぜひ考えていく大きな課題だというふうに思っております。

もちろん子供たちのことも考えなければいけませんし、ただ、藤浦議員さんも御承知のとおり子供の数が大変減っておりますので、それを振り向けるということではなくて、子供には子供のしっかりとした支援を、それから、高齢者に対しては高齢者に対する支援を、今後は非常に定例的な形で、もっと与えられるような町に、そして、よその高齢者も、うん、にゃ、俺たちも年とったばってんが、年とったら、75歳以上になったら玄海町へ行って住んでみようかと思っただけのようなことも一つの選択肢にあるような町になってくれることも、一つの町の維持発展につながるのかなというようなことも実は考えております。

私どもは幸いに、この敬老祝金は玄海町に1年以上住んでおれば皆さんに差し上げておりますので、そういった意味では、今後いろんな形でそういったアドバイス、それから御助言、御提案を議会のほうからしていただくことについて、私どもも真摯に受けとめて、敬老者の皆さんに今後対応してまいりたいと考えておりますので、答弁もこの程度で御容赦をいただきたいというふうに思います。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の答弁を高齢者の方たちが聞かれたらどういう気持ちでしょうね。私はがっくりされると思うんですよ。玄海町にはそれくらい金はあるはずだという思い込みもあります。現に、よく私が批判的に言われるのは、あんたたちは何で長倉藤平線の道路をあれだけの高額の金を使ってやるんだということも言われるわけなんですね。そういうことを言われるということも、またこれはおかしいわけですよ、行政のあり方として。やっぱり町民はそれなりに見ておることなんですよ。

それからもう一点は、やっぱり佐賀県全体の中でも、町レベルで予算が豊富に使われているのは玄海町ですよ。人口1人当たりの金額を見ても、佐賀県の中ではトップクラスですよ。それでないとは言えないと思うんですよ。みんなそれぞれそういうところまでちゃんと言及

して言われます。玄海町はそうじゃないかということを言われるわけですね。私だって、こうして代表で言っているんですけれども、返す言葉がありません。実際にそうであればですね。何とかそこを切り抜けるべきじゃないかと私は思うんですね。町長は町長なりの思惑があつてそういう答弁をされていると思うんですけれども、やっぱりこの問題については引くに引けない、私としても何としても実現してやりたいと。やっぱり年金をそれぞれいただいております。しかし、介護保険料とか後期高齢者の保険料とか、そういうものは180千円以上の所得のある人には、年金のある人には天引きですね。天引きされれば、あとはもう私たちは下り坂ですよ。結局、病院にもかからにやならんと。介護保険の利用料も払わにやいかんと。そういうことで、手元にはほとんど残りませんよということをしみじみ言われるわけなんです。そういった気持ちもやっぱり酌み取っていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、ひとつその点についても考え直していただいて、もう一遍答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

平成29年度で申しますと、敬老祝金の支給対象者、実は玄海町だけで1,000人を超えております。そういう意味で申し上げますと、65歳以上が1,745人、そのうち1,000人が75歳以上ということになってございます。

正直申し上げて、これまで、今後の玄海町を含めて、日本全体のやっぱり平均寿命ですとか医学の進歩から考えれば、私はもっとふえていくんだろうと。ですから、なおさら高齢者の皆さんには安心して、本当に、ああ、玄海町で老後を過ごしてよかったと思っていただけるような、やはり今、その支援を町としてはやりたいという気持ちは強く私自身も持っております。

今、藤浦議員さんからおっしゃっていただいたように、今後はそのことも十分に踏まえながら、75歳以上の方、特に、もちろん元気でない、非常に病に伏せておられる方もいらっしゃるの、個人差はございます。ですから、それを乗り越えて、ぜひ玄海町には、玄海町に行くと老人が元気になるよと思っていただけるような祝い金のあり方というのも今後考えていきたいなと。もちろん支給額も含めてそうですけれども、支給額以外にも、今回、福祉施設も7月から開設をさせていただきましたし、それから、100歳以上の方も3名、最長老

さんに至っては105歳の方が玄海町にはいらっしゃいますので、こういった方々もぜひもっともって検証するというか、そういう形のものを今後考えながら、敬老祝金とはひょっとしたら違う形で敬老者に応えるという方法も加えて考えていきたいと思っておりますので、何度と同じことを申し上げますが、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

考えておりますということはよく聞く言葉ですよね。考えでは、やっぱり実らないわけなんですよね。やっぱり実施、実現してこそ、それが本当に評価されていく。ああ、岸本町長によって、ここまで私たちはいいことをしてもらったという喜びを感じてもらうためには、やっぱり口先だけでは納得されないと思います。

それぞれの家庭においても、そうした高齢者の取り扱いというのは、その家庭の中でも相当御苦労しながらつき合っておられると思うんです。そういうことを考えると、ただ単に高齢者のみということではなくして、家庭の皆さん方にも一定の安心感を与えてやるということとは非常に大事なことじゃないかと。私も今回ではっきり言って終わりと思います、一般質問はですね。私も高齢で、80歳を超えましたけれども、体力的にも思考力も落ちてくる、そういう時期に入っております。ですから、これでやっぱりきっぱりやめたいというふうに思っております。ここでこういうのもあんまりいいことじゃないかもしれませんが、そういう意味でも、ぜひここで高齢者の方たちに喜んでもらえるお土産を1つぐらい置いてやりたいなという気持ちで申し上げます。

もしそれも考えているということであれば、大体めどとしていつごろにはそれがかなえられるのか。町長の頭の中ではですね。そういう財源のやりくりなども考えながら言っておられると思うのでですね。あっ、この時期になったらいいかもしれないということもあるんじゃないかなと思いますので、その辺のところもひとつお答え願いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

大変すばらしい御意見だというふうに私は思っております。ただ、今回、補正でも出させていただいておりますけれども、財政力が今回、不交付団体であったものが地方交付

税の本年度交付団体に落ちました。財政力指数がコンマ996まで落ちてしまったということも実は加味されておるのかな、自分の気持ちの中ですね。ですけれども、平成31年からはまた多分1.2か3ぐらいまで戻る予定でございますので、極力そういった状況が明確になれば、私としては一定の数字にやはり戻していてもいいのかなというふうに考えておりますし、先ほど申し上げましたように、敬老祝金だけではなくて、もっと違う形で高齢者の皆さんに対する慰労の、何ていうですかね、支援の作業を今後は考えていかなければいけないのではないかなと。その第1弾として、実は高齢者福祉、高齢者住宅などもつくらせていただいておりますので、それとはまた違った形で、その表明、表現を今後はしていきたいというふうに思っております。金について、財源について、心配を与えないのは、ですから、平成31年以降は再びそういう形で財政力にも少しまた余裕が出てくるのではないかなというふうに考えているところでございます。答えになっていないかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

財源的な理由を言われるということになると、果たして町民の方たちが納得されるかなという気がするわけですね。今までもそれなりの振る舞いはしてきたし、そういうものについて一定期間それがあつたとしても、やっぱりここ、今から2年先にはそれが可能性が出てくるということであろうと思いますけれども、やっぱりそこまで一定の見通しをつけながら、ぜひかなえていただきたいということだけは申し上げておきたいと思います。非常に残念ですけれどもね。やっぱりここではっきりそういう御回答をいただきたかったということですね。

次に、原子力災害時の避難についてということでお伺いしたいと思います。

原発大事故による緊急避難で、避難先では大混乱のおそれが想定されます。もし避難が長引けば、避難生活も大変な事態を招きかねないと、そういう事態も起きかねませんというふうに思っております。食料の確保、あるいは衛生管理の面からも、仮設トイレ、あるいは寝具類など、緊急事態の中での取り組みも事前の準備が求められています。また、真冬であつた場合、大寒波にも対応できる準備も必要ではないでしょうか。避難道路にしても、相当の影響を受けることも覚悟しておかなければなりません。今日行われている避難訓練は、町内

一部の住民が訓練に参加しているだけで、ほとんどの住民が避難訓練の経験のない人たちではないかと思われます。このような状況の中で、住民避難は大丈夫と言える確信が持てる、そういう状況にあるのかどうか、町長の今の時点での考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、今言っていたとおり、先日の9月3日、4日と2日間にわたって実施をされました平成29年度佐賀県原子力防災訓練につきましては、国主催の総合防災訓練ということになりました。今回の訓練は、九州電力玄海原子力発電所4号機において、定格熱出力一定運転中、佐賀県北部において震度6強の地震が発生をし、その後、原子炉冷却材漏えいが発生したため原子力災害に至ったという複合災害を想定したものとなりました。このことから、原子力災害時において想定される、あらゆる災害事象や避難行動等について訓練を行ったところでございます。

例えば、地震によって避難経路が土砂崩れ等で寸断された場合の経路変更による陸上避難訓練。それから、玄海園の入所者や在宅要支援者の玄海園の放射線防護施設への屋内退避訓練、玄海園入所者の避難施設への自衛隊ヘリコプターによる移動訓練。また、唐津市におきましては、離島住民の船舶での避難訓練が実施され、さまざまな訓練を通じて改めて確認が行われたところでございます。

今後も、今回の訓練を教訓に、災害時の対応について、なお一層努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議員御質問いただいたように、例えば、長期の避難所生活になった場合の避難所での宿泊ですとか、その設備や衛生管理が徹底されているかという点につきましても、避難所は公民館や学校等を指定しておりまして、もともと避難所として建設されているわけではございません。宿泊施設の設備等は整っていないのが現状でございます。当然のことながら、避難所での生活が長期にわたると、健康管理や食事管理等、衛生管理が重要でありまして、また、メンタル面におきましても、避難所での個人スペースが狭いことで発症するエコノミー症候群等、身体的疲労やストレスといったさまざまな問題を想定することが必要であるというふうに考えております。

また、30キロ圏外への避難移動により、健康リスクが生じるおそれのある福祉施設の入所者や在宅要支援者の方に対しましては、放射線防護機能を有した玄海園や近隣の医療福祉施設等での一時屋内退避を想定することも同様に重要であるというふうに考えております。

ここで原子力災害時における広域避難の基本方針について少し御説明をしたいと思います。

平成27年7月1日付で、小城市と本町におきまして取り交わしております原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書についてでございます。この覚書は、佐賀県・市町災害時相互応援協定及び本町が小城市の了解のもとに策定をした原子力災害時における住民避難計画に基づく広域避難について、必要な事項を定めたものでございます。

その目的といたしましては、原子力災害時による広域避難を円滑に実施するため、小城市と本町で協議をし、事前に定めた施設の一部について避難所として提供をしていただくというものでございます。その避難施設としましては、小城市内に15施設ございまして、本町の27行政区を、それぞれ施設を指定して受け入れていただくことになっております。

なお、覚書につきましては、この覚書の内容が適切に実施されるよう、適時、玄海町、小城市及び立会人である佐賀県において内容を協議して、避難所内でのきめ細やかな対応ができるように努めてまいることとなっております。

本町の避難所での対応としましては、まず、避難所運営に必要な人員の確保に努め、それが困難な場合は佐賀県へ依頼をし、また、避難住民の健康管理等に対して、救護、医療及び防疫に必要な資材、資機材及び物資の提供に努めていくことといたしております。それに加えて、万が一のため、議員御質問されました長期間にわたる避難所生活に対応できるように、宿泊対応等の充実や避難所生活での衛生管理が徹底できるように、国、県と連携をしながら対応に努めてまいりたいと思っております。

それから、避難経路が末端住民へ周知徹底されているのかということにつきましては、まず、東京電力福島第一原子力発電所事故後の平成26年度に新規に作成をしました玄海町防災マップ冊子版を玄海町全戸に配布いたしております。その中で原子力防災の項目の欄に避難経路図を掲載いたしております。また、先ほど御説明をいたしました原子力災害時における各地区の集合場所及び避難先一覧も掲載をしております。

なお、平成28年度末に内容の一部を改定し、改めて全戸に配布させていただいたところでございます。

さらに、区長さんをお願いをいたしまして、原子力災害時における避難経路図の拡大版を

各地区の公民館等で住民の皆様の目のつくところに掲示していただいておりますので、地区住民の皆様には周知できていると感じておりますけれども、広報紙やケーブルテレビも使いながら、さらなる周知徹底ができるよう努めてまいりたいと思っております。

原子力災害時における住民の皆さんへの対応につきましては、今後も慎重に検討しなければならない重要な課題であると考えております。原子力災害につきましては、万が一にも起きてはならない事象でございまして、今後も原子力災害時の対応を踏まえまして、事業者である九州電力に安全・安心の対策を講じていただくよう強く働きかけてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いをしておきたいと思います。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

電気事業者がそう粗雑にするわけじゃないと思うんですね。慎重に慎重に、やっぱり安全を守るために日常不断に取り組んであるというふうに、それはよく理解できます。中に入っても、それは実際にはそういう形で整備も整ってきていると思います。だからといって、事故は絶対起きないとは言えない。これは専門家である規制委員会の委員長そのものがそういうふうにおっしゃっていらっしゃるわけですね。ですから、事故が起きたときには、そう小さな問題じゃないと思います。かなり大きな事故が起こる可能性があるということも一応頭に置いておかねばならないと思います。

そういう意味で、避難道路の問題ですね。やっぱり一般住民の方たちは、一般家庭にもそういう資料をお配りしているという話ですけども、それが本当に徹底しているのかどうかですね。部落集会なんかでも、特に、区長さんなんかで繰り返し繰り返しそういう説明をしていただくことが大事ではないかなと。一般の人は、どうせ死ぬときは死ぬときやけんと、そういう冗談もおっしゃる方もいらっしゃるんですけども、そうじゃなくして、本当に人の命を守るということを基本にして、そこら辺の取り組みをもっともっと詳細に強くして、徹底していただきたいということをお願いしたいわけなんですね。

これはやっぱり一般家庭の問題ですけども、もう一つは町として、例えば、さっきも申し上げましたけれども、大寒波が来た場合、道路状況はどうなのかということです。果たしてまともに通れるのかと。雪で、あるいは凍ったり、そういう状況も考えておく必要はあると思うんですよ。そしてまた、佐賀線は、いつも言うように1車線ですよ。片側1車線で

す。だから、一旦そこでトラブルが起これば、それでもうストップですよ。ほかの車は通れなくなる可能性だってありますよね。そういうときにどうするのかという手だて、そこら辺もちゃんとした準備ができているのかどうかですね。やっぱり起きない前からしっかりした準備をしておく、心構えをしておく、これが大事じゃないかと思うんですけれども、その辺についてどこまで徹底しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

避難路の整備についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、原子力災害時における避難経路に、主要道路として位置づけをしております町内の国県道について御説明をしたいと思います。

町内には国道が1路線、県道が3路線ございまして、国道204号の町内延長が約9.4キロメートル、県道肥前呼子線が約9.1キロメートル、県道今村枝去木線が約3.3キロメートル、県道加倉仮屋港線が約4.6キロメートル、合計しますと約26.4キロメートルとなり、このほとんどを避難経路として位置づけをいたしております。また、国県道への連絡道路としての役割となる町道もございまして、それらを合わせますと総延長が30キロメートル以上ということになります。

避難道路の整備についてということで、玄海町原子力災害対応避難（行動）計画において、陸上避難の方法といたしましては、「陸上避難は、避難を円滑に実施するため、原子力発電所から30キロ圏外に指定された避難場所へ、努めて主要避難経路（幹線道路等）を通り避難するものとする。」というふうに示しております。「また、町は主要避難経路について、事前に町民に対して十分に周知を行う。」ということにいたしております。町民の皆さんへの主要避難経路の周知につきましては、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

町が整備できるのは町内路線に限られることから、広域的な避難路の整備について、これまでも国、県に要請活動を行っておりまして、今回、行政報告しましたけれども、先月、8月22日にも本町を含め、全原協で国及び与党国会議員の方々に要請活動を行ってきたところでございます。

要請活動の趣旨としましては、原子力災害時の避難経路等の整備に関するものでございまして、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、立地市町村として原子力防災対策の充

実強化に取り組んでおりますが、原子力災害対策が必要となる区域の広域化に加えて、複合災害も考慮しなければならず、一市町村では対応ができない課題が多くて、万一の原子力災害発生時に迅速な住民避難を行うためには、道路や橋梁等のインフラの整備が不可欠でございます。そのためには、国みずからが立地地域の実情を把握し、原子力災害時に住民を守ることでできるインフラ整備に関係省庁が一体となって取り組んでいただきたい旨、強く要請をしましてまいったところでございます。

また、具体的な整備要望箇所といたしましては、平成26年3月に県道認定をされました県道肥前呼子線と県道唐津北波多線の早期完了に向けた整備でございまして、町道長倉藤平線の終点部、市町村境から竹木場の国道204号交差点を通過して、西九州自動車道の北波多インターまでの間、約10.8キロメートルでございます。また、既存の道路につきましても、複合災害時に機能が損なわれないように、必要な予算を確保して、道路のり面防災対策や橋梁の耐震補強などの強化を優先的に取り組んで、迅速な住民避難を行うため、道路の拡幅などの改良にも必要な予算を優先的に確保していただくよう要請してまいっております。

今後もこうした要望活動を行いまして、町内はもとより、原子力発電所から30キロ圏外に指定された避難所までの幹線道路等が整備されることで、原子力災害発生時においてもスムーズな陸上避難ができるように、町といたしましても鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

道路の整備はもう当然ですね。小さい道路であれ、幹線道路であれ、整備はちゃんとされるべきだと思います。ただ、私がここで問題提起しているのは、大寒波のときに道路は通れるのか、車両は通行できるのかということですね。いろんな角度から最悪の事態を想定して準備を進めていかなければならないんじゃないかというふうに思うんですね。

柳田邦男さんだったですかね。この避難計画に物すごく関心を持って、佐賀県にも来て、いろいろ状況を調べておられたようですね。その方がおっしゃるのも、最悪の事態を想定せろと。最悪の事態、どうなるのかと。そこから本当の知恵が出てくるんだという意味のことをおっしゃってましたよね。ですから、普通、道路は整備して、そうすればどんどん車は通ると。ざっと見れば、考えれば、その程度ですよ。それに加えて何が起こるか。道路

条件として、通行できる状態が保たれるのかどうかと。そうした最も危機的な状況の中で、どうやって通行する道路を確保していくのか。それまでの手順はどういうものがあるのか。そういうこともやっぱり細々とした計画を練りながら取り組んでもらうということが大事じゃないかというふうに思います。

やっぱり遠いところに行くわけですから、小城のほうに行くわけですから、その間の道路事情はいろいろと変わった面が出てくると思うんですよね。そこまでやっぱり気を使って取り組んでいただきたい。道路整備、道路整備と言うと、ただ単に普通の道路をちゃんと整備するような形にしか聞こえないんですけれども、それだけじゃないということを申し上げておきたいと思います。順次、そういうものを重ねて研究していただきたいということを申し上げたいと思います。

それからもう一つは、やっぱり避難するときになれば、弱者の問題、一般家庭の中でも高齢者もいらっしゃるんですね。そういうときに対する支援体制ですか、そういうものを一つは考えておくべきじゃないのかなと。ある地区から、ちょっと今、自分たちの手に負えんから加勢してくれんかという連絡がもしあった場合でも、すぐにそこに直行してそういう対応をしていくということも頭に置いておく必要があるんじゃないかというふうに思います。家庭もさまざま、女性だけのところもあるし、やっぱり子供たちが多くて——聴取不能——とれないというときには、お年寄りの世話なんか、とてもとてもそういう時期には頭に入らないこともあると思います。そういう細かなところまで、ひとつ考えておいて取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

この点についてはこれで終わりたいと思います。

次に、北部地区住民検診についてですけれども、このことについては北部地区住民検診の結果報告書を繰り返し求めてきましたけれども、平成28年3月10日の一般質問に対する町長答弁で、「藤浦議員さんがどうしても見たいということであれば、それは探してみて、保存期間に入っておれば御提出申し上げることはいささかも問題はないというふうに考えております」ということを答弁いただいておりますね。

というふうに御答弁をいただいておりますと、そういう形で丁寧に答弁をいただいたわけなんですけれども、検診の結果報告書の提出を願うものであります。どうぞそういうことを願い続けてきているわけなんですから、その辺のことがかなえられるなら、私たちもそれに一定の安心はできると思うんですけれども、今のままではやっぱり納得できないという

のが強いわけなんですね。その辺のところをどういうふうにお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦議員の御質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃっていただいたように、昨年3月定例会の一般質問において、藤浦議員からの御質問に対しまして、個人情報保護の問題も含めて、医師団から了解をいただければ報告書を求めてもいいという趣旨の答弁を行ったかと記憶しておりまして、これを指しての御質問かと思っておりますが、まず初めに、北部地区住民検診実施の経緯と内容について、これは簡単に説明させていただきたいと思います。

実施の経緯でございますが、玄海原子力発電所の設置や道路整備など、生活環境に数々の変化が生じる中、周辺住民の健康状態の推移について、医学的な調査研究を目的に、唐津東松浦医師会が主体となって、昭和48年から実施されたものでございまして、このための検診が町民の諸疾患の早期発見や予防対策につながるものとして、玄海町や当時の鎮西町が賛同して支援を行ってきたものでございます。

また、検診の内容でございますが、一般的な健診、例えば、国民健康保険の方が市町村で受けられる特定健診の検査項目に、より詳細な血液検査の項目を追加して実施されたものでありまして、当然、受診者の全員には結果報告書が送られておりまして、異常があれば再検査などを催促するよう対処していたところでございます。

今回、藤浦議員が要望されております結果報告書は、個人に送られております報告書ではなくて、研究の報告書のことを指しておられると思っておりますが、私どもも報告会の折に資料を拝見しておりますが、正直、大変申しわけないんですが、余り覚えておりませんので、どういう内容のものだったのか、改めて医師会に確認をさせていただきました。研究の報告書は、検診結果の中から血液検査の結果を抽出して、年次ごとに平均値化したもので、3年に1回、該当となった地区において受診を希望された方々の血液状態を示す平均値でありまして、そのときの受診者に限定した血液状態の傾向を示すものでございまして、個人を研究対象として年次ごとの変化を追求したものではないとのことでございました。

このことを踏まえて、関係課とも協議を行いました。仮に私どもが研究報告書を入手し

ましても、医学的な研究結果を分析する見識を持った者はおりませんし、検診後の保健指導、あるいは保健事業を推進していく上で参考となる資料にはならないというふうに思っております。また、唐津東松浦医師会が北部地区住民検診を実施するため策定されました玄海町・値賀地区および鎮西町・串地区の居住者に関する長期健康調査研究要綱において、研究結果については外部に一切公表しないという規定がございますので、仮に受け取ったとしても、それを本町が外部に公表することはできないものではないかと思っております。これらのことを総合的に判断し、現時点において研究報告書を求めることは控えたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

答弁の内容のようにはいけないということですね。もらえない、医師会が出さないということですよ。

そこで、やっぱり玄海町から29,213,446円という予算を消費しているわけですね、現に。そういう予算はどうなるのか。町民にそれがちゃんと成果として返ってくればいいですけども、何の報告もない。町長は、この目的は、原発周辺の住民、3キロ内の住民に対して、健康上どういう影響を及ぼしているのか、そういうものをしっかり探って、早期発見し、早期治療に取り組んでいくということだったですね。その早期治療もできないわけですよ、早期発見ができないということになれば。

ただ、私が最も期待しているのは、そういう細々なことじゃなくして、それを専門的な立場で検診された、その傾向、どういう傾向にあるのか。住民の中にそういう健康に異常な状況がどんどん進んできているようになっているのか、全く関係ないのかと。そこら辺は物すごく気にかかる場所なんですね。しかも、九電がオブザーバーとしてここに入っておるわけですよ。なぜ入るのかですね。ここら辺もわからない。疑問だらけです。そうなってくると、もっと悪く言えば、悪意に考えれば、何かが起こっているんじゃないかと。それを公表したら原発の再稼働に影響するから出さないんだと、極端に言えば。そういう疑いだって出てくるわけなんですよ。

ですから、実際にこういう影響が出てくるというのは、白血病でもわかるように、10年ぐらい経過していかないと、その状況が見えてこないというわけなんですね、放射能関係では。

ですから、もう10年以上過ぎているわけですね。昭和48年からですから、ずっと年々、それをたどってきているわけなんですね。その結果も見えてこない。全体的にどういう方向にあるのかも発表しない。そして、絶対外には漏らさないということにもなっている。この要綱の中にも、そういうことがちゃんと示されているわけです。わかりますよ、だからやろうとすることは。本気なのかどうなのかですね。幾ら専門的に医師の人たちが、医療関係の専門家の人たちが幾ら研究しても、表に出てこない、ただ内部で研究していくだけでは住民の命は救われないんじゃないかと。早く発見したら、それに伴う予防措置をとっていかなければならない。これが原則じゃないんですか。そこを抜きにして、医師会が幾ら深く研究したって意味がないですよ。その辺はどういうふう to 今後取り扱おうとされるのか、伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

検査の結果については、個人宛てに必ず報告書は送らせていただいているというふうに私ども聞いておりますし、医師会もそのようにお答えになっておりますし、個人個人には検査の結果はおわかりいただけているというふうに理解をしております。しかも、そこでやはり不明な点が出てきた場合は再検査の要請をしっかりとされておりますし、私どもトータルで委員会に出席をさせていただいた折には、優劣に差がないと、何ら問題はないという報告を受けたところでございますので、私どもは、この間も答弁しましたけれども、専門家ではございませんので、医師会の皆さんからそのような報告を受けたら、それを正直に受け取っているというのが現況でございます。

ただ、血液検査も含めて、非常に詳しい血液検査をされておるわけですがけれども、正直申し上げて、調べておられる血液の単語も私には全くわかりません。ですから、これは何のため、この血液を調べてあるのかというのが、私に医学的な知識があれば、もう少し中身を追求できるのかもしれませんが、それもわかりませんし、いや、これも異常はないんだよというふうにお医者さんから報告を受ければ、私は素直にそれを受け取っているというのが現況でございますので、今後も玄海町としては検診は続けていきたいというふうに思っておりますし、それは最大の目的は、やはり町民の皆さんの今後の健康について、それから早く発見できる、例えば、がんにしても、それからほかの症状にしても、糖尿病にしても、い

ろんな形の病気が、やはり今、蔓延をしておる状況でございますので、それを早く町民の皆さんにお知らせをして、町民の皆さんが健康で、先ほど議員から御指摘をいただいたように、敬老祝金をいつまでも長く差し上げられるような、そんな高齢者の皆さんがすてきな町だなと思っていただけるように努力を続けていきたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の町長の答弁で、敬老祝金とこれは別問題ですからね、はっきり言って。やっぱり昭和48年当時から委託契約の中では血液検査を中心にして、がんにかかわる問題をずっと深く研究していくと。長期間にわたってこういうことをやって調査するというふうになっておりますね。ですから、もう結構、長い間やっているわけなんですよ。相当な年月ですね。だから、その結果はちゃんと出てくると思うんですね。

一方では、白血病は玄海町は県内でも一番高い、全国的にも高いほうだと。全国平均の6.何倍というくらい白血病での死亡率は高くなっていると。これは厚生労働省もそういう結果を出しておるわけなんですね。ただ一人の、その人だけの研究結果じゃないわけです。だから、そういう面では国もかかわっているわけなんですから、もっともっと積極的にその辺を追求していく必要はあるんじゃないかなと思います。ただ単に委託契約して頼んでいるから、これでいいんだということではなくして、みずから知恵を出して何らかの形で検証していく。専門家はこっちの医師会だけじゃないと思うんですよ。あちこちにそういう医療専門の方はいらっしゃると思うんです。その結果報告をいただければ、専門家にちゃんとそこを分析してもらおう。本当は素人がわかるはずがないわけですね。ですから、そういう点をやっぱり私たちは私たちなりに独自に調査研究をしてもらおうと。その資料をいただいてですね。そのために予算も出しているし、委託契約書も結んでいるわけなんですよ。

18年から22年までのやつには、委託契約書までちゃんとありますよね。町からいただいたんですから。そういう委託契約書の中でも、やっぱり玄海町と医師会が相互に確認をして、そして、それを双方で保管する、保有するというふうな形になっていると思いますね。だから、玄海町もそれは持っているはずなんですね。ですから、22年といえば最後ですね。最後の段階でどういうふうに変わってきているのか。そして、一番初めの段階でどうだったのか。その辺を比較対照すれば、経過はわかってくると思うんですね。その辺の取り扱いを、もっ

と知恵を出して、ひとつ住民の健康を守るという一点で取り組んでいただきたい。今のままでは何もわからないまま進んでしまうおそれがあります。

そしてまた、そういう地域健康審査会、検討会ですか、その中でも九電がオブザーバーとして入ってくる。やっぱり横やりを困ったときに入れると思うんです、常識で考えて。なぜそうなるのか。いろんな疑問がありますよ。そういうところを一つ一つ確実に、真の情報として本当の情報をつかむという立場でやっていけば、そういうことは許されないと私は思います。九電は原発を動かした当事者ですから、その影響で健康がどうなるのかということ調べているわけですから。そういうところもしっかりまともに受けとめて取り組んでいくべきじゃないかということを強く申し上げておきたいと思います。

きょうは、敬老祝金の問題とか、避難計画の問題とか、住民検診の問題とか、いろいろ取り上げていきましたけれども、やっぱり一番私が気に残るのは住民検診の問題ですね。町民全体の、その地域の人たちの健康にかかわる問題。それが表に出ないというところに、むしろ大きな不信感を抱かざるを得ません。1つでもいい、2つでもいい、実際にそういう資料が入れば、それにかかわる専門家というのはほかにもいらっしゃると思うんです。何かおかしいです。隠していこうとする、そういう意図が見え見えなんですね。だから、これはこのまま放置していくと、後々に住民の健康問題が出てくる可能性がある、可能性がですね。そういうことを考えると、ただでは済まない。やっぱり責任を持って行政当局はこれに真剣に取り組んでいくべきだということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午前11時 散会